

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例（令和3年10月8日京都市条例第6号）（都市計画局建築指導部建築審査課）

規定を整備する必要があるため、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年10月8日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 10の項中「(10の項)」を「(9の項)」に改め、同表1 20の項及び23の項中「第8号」の右に「及び第9号」を加え、同表2 9の項第1号中「第11号」を「第13号」に改め、同項第8号及び第12号中「6の項」を「7の項」に改め、同表2 11の項第2号オ中「8の項第4号」を「9の項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)